

京都市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年7月24日

京都市長 松井孝治

京都市規則第16号

京都市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則

京都市特別職報酬等審議会規則の一部を次のように改正する。

第1条中「(第3条において「条例」という。)」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)